整理番号 環境-条不-22

不利益処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	環境局事業部事業管理課斎場霊園担当(06-6630-3135)
処分課(担当)名	同上(指定管理者)
処分の名称	納骨堂の入場の制限
概要	大阪市立納骨堂条例により、納骨堂の管理を行うもの(指定管理者)は、一定の者に対し、入場を断り、または退館させることができます。
根拠法令等 及び条項	大阪市立納骨堂条例(昭和24年4月1日条例第30号)第9条の2 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	次のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、または退館させることができる。 1. 他人に危害を及ぼし、または迷惑となる行為をするおそれがある者 2. 建物または附属設備を損傷するおそれがある者 3. 他人に危害を及ぼし、もしくは他人に迷惑となる物品または動物を携行する者 4. 管理上必要な指示に従わない者 5. その他管理上の支障があると認められる者 ※「管理上の支障があると認められる者 ※「管理上の支障」とは、使用者や近隣住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持・補修、使用者間の利用調整など、施設を適切に維持管理する上で妨げとなる具体的な支障をいう。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/category/3007-4-0-0-0-0-0-0-0-0.html
備考	